

令和4年 多賀町議会12月第4回定例会会議録

令和4年12月2日（金） 午前9時28分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定（12月2日～20日 19日間）  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 総務常任委員長報告  
日程第6 産業建設常任委員長報告  
日程第7 議案第82号 多賀町税条例等の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第83号 多賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

		条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第84号	多賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第85号	多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第86号	多賀町職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第87号	多賀町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第88号	多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第89号	多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第90号	多賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第91号	多賀町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
日程第17	議案第92号	多賀町職員の降給に関する条例について
日程第18	議案第93号	令和4年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について
日程第19	議案第94号	令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第20	議案第95号	令和4年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第21	請願第6号	「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書

(開会 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年12月第4回多賀町議会定例会を開会いたします。

---

○議長(松居亘君) 本定例会に町長より提出されました案件は、議案14件であります。また、議会より提出いたしました案件は、請願1件であります。  
なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

---

(開議 午前 9時29分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、  
5番 川岸真喜議員 6番 竹内薫議員  
を指名いたします。

---

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、去る11月25日開催の議会運営委員会において、本日12月2日から20日までの19日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日から20日までの19日間に決定しました。

---

○議長(松居亘君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。  
次の5点について報告いたします。  
第1点目は、9月30日の本会議において可決いたしました加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書については、国および関係行政庁へ提出いたしました。  
第2点目は、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願1件を受理しました。  
第3点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情1件を受理しました。  
第4点目は、10月、11月に実施された出納検査、定期監査の結果については、お

手元に配布しておりますとおりの報告がありました。

第5点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（松居巨君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和4年12月第4回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、うれしいお知らせがございます。多賀中学校1年堀内心優彩さんが、第76回全日本学生音楽コンクール全国大会中学生フルート部門で全国1位の成績を収められました。スポーツに、文化に、多賀の子どもたちの多方面での活躍に驚かされるばかりで、引き続き応援してまいりたいと思います。

さて、今年も早いもので師走となりました。この1年の始まりは、昨年末からの過去に例を見ない豪雪により、数多くの家屋被害が発生するということから始まりました。町といたしましても、町民の皆様の安心感を早期に取り戻してもらいたいとの思いから、家屋の修繕補助金の交付を議決していただき、これまでの間、多くの方が交付を受けていただいております。11月末で補助金の申請受付を終了させていただき、総数196件の申請が出されております。しかしながら、申請は出されましたが、材料不足などにより、いまだ工事が完了していないお宅もあり、事業終了が見通せない状況であります。今年の冬は穏やかであることを願うばかりであります。

新型コロナウイルス感染症は、早くも3年目に入っています。年初から、それまでのデルタ株から新たにオミクロン株に変異し、今年も感染爆発を度々起こし、現在も第8波に入っているのではという状況であります。しかしながらワクチン接種が順調に進み、重症化のリスクも随分と下がったように感じられるとともに、少しずつ日常を取り戻そうとする人たちが増えてきていると感じております。

多賀町におきましては、夏には鳥取県三朝町のキュリー祭が催され、また10月末には、鹿児島県日置市で妙円寺参り行事大会が開催され、それぞれ親善使節団を派遣し、3年ぶりの交流をすることができました。また、先日の11月24日には、三朝町から三朝温泉の湯が届けられ、町内の福祉施設でご利用いただいたところでもあります。令和5年に向け、感染対策をしっかりと取りながら、人と人との交流、地域経済の活性化など日常を取り戻す努力を町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

これから年末年始、会食の機会も多くなると思います。町民の皆様には、大切な会食

の機会であると思いますので、しっかりと感染対策を取っていただく中で、できる限り地元の飲食店のご利用も併せてお願いするところがございます。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、条例案件11件、令和4年度一般会計および特別会計、企業会計補正予算案3件、合わせて14件でございます。どれも重要な議案でございますので、慎重な審議、適切なお決議、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これまでに行ってまいりました主な事業の内容と進捗状況などを報告させていただきます。

まず、企画課所管であります、11月30日に議決を頂きました（仮称）結いの森公園整備工事（その1）につきましては、本契約を締結し工事に着手いたします。必要となる6,000㎡の良質土につきましても、国事業から受け入れることができ、現在その準備を進めているところであります。工事が本格的に始まりますと、地域の皆様、公民館利用の皆様にご迷惑をおかけすることになりますが、安全に工事が進むよう管理に努め、多くの方より期待をされております「人・地域・自然を結び、愛される公園」を目指し、着実に事業を進めてまいります。

次に、大滝地域の活性化では、11月1日より地域おこし協力隊として新たに1名の隊員を追加で委嘱しました。隊員の岩下さんには、これまでの海外経験、飲食業に携わられていた経験を生かし、地域とのコミュニケーションを大切に、日々、活動に取り組んでいただいております。

また、活動を共にするNPO法人、おおたき里づくりネットワークでは、活動の拠点の1つである富之尾の旧営林署において、新たにテラスを設置し、活動の目標である地域の元気づくり、コミュニティ・カフェの準備も進められています。ほかにも、おおたき給食弁当を温かいうちにお届けする配送サービス、公共交通の不便を補う移送サービスとして、互助交通の検討も始められております。地域の課題解決に向け、地域の方が立ち上がってNPO法人を設立し、自分たちの手で課題を解決しようと汗を流されている姿に改めて敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第でございます。町といたしましても、地域おこし協力隊によるバックアップ体制を整えるとともに、県立大学の知見を継続してお願いするなど引き続き支援してまいります。

税務住民課所管では、マイナンバーカードの取得促進を図るため、広報等による周知を進め、出張窓口ならびに第2日曜日に交付窓口を開設し、取り組んでいるところであります。カード取得は面倒だという町民の皆さんのお声を少しでも軽減できるよう努めてまいります。なおマイナンバーカードの交付状況であります、本年11月末の交付件数は3,981件、全体の52.9%となりました。国の交付状況が53.5%ですので、それを超えられるよう引き続きカードの普及促進に努めてまいります。

福祉保健課所管では、昨日、12月1日、全国一斉に民生委員児童委員の改選が行われ、継続いただく16名の委員さんと新たに就任を頂く18名、合計34名の委員さんに厚生労働大臣からの委嘱状をお渡しさせていただきました。民生委員児童委員は、各

地域における様々な相談や支援を担っていただいております。住民の皆様と行政のパイプ役として活動していただいております。今回退任を頂きました18名の委員の皆様には、格段のご尽力を頂き、心より感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございますございました。

また、健康増進係におきましては、11月5日で特定健診の集団健診を終了し、現在受診者全員を対象に健診結果説明会を開催し、今回の結果から生活習慣の改善が必要な方々への支援に取り組んでおります。なお、12月14日から3歳6か月児健診には、視力検査に新たに屈折検査機器を導入し、弱視などの早期発見治療に努め、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

次に、産業環境課所管の環境関係では、大滝たきのみやこども園での生ごみの減量と堆肥化事業につきまして、保護者の皆様のご協力により、順調に事業が進んでおります。生ごみ収集量の増加に向けて、地域の皆さんの参加を呼びかけており、地域の皆さんと連携して事業を推進してまいります。ごみの減量化や資源循環は、私たちの生活環境を守るための最も重要な柱となるものであります。令和11年予定の新ごみ処理施設の稼働に向け、引き続き啓発活動に取り組んでまいります。

農業関係では、先日、滋賀県が実施しますしがのふるさと支え合いプロジェクト事業を活用して、未利用ニンジンを活用した加工品の開発等に取り組むため、多賀にんじんクラブと杉の子作業所が連携していこうという協定が締結をされました。今後は、農福連携により、多賀にんじんを核として、互いの課題を克服していかれることとなりますが、本町といたしましてもその取組を後押ししてまいりたいと考えております。

林業関係では、間伐材有効活用事業や境界明確化事業などを推進してきた効果が少しずつ現れ、今年度は当初の計画を上回る木材の搬出が予定されていると聞いております。搬出される木材の付加価値を高め、利用の促進を図るとともに、引き続き、地方創生推進交付金を活用し、原木仕分や製材に係る人材の育成、そして木材加工、販売などの出口戦略の充実にも取り組んでまいります。あわせて、木材の利用だけではなく、森林の持つ水源涵養機能のさらなる向上や木育、そして保健機能の充実、CO<sub>2</sub>抑制機能などの森林の多面的な役割を見直し、価値を生み出す施策を展開してまいります。

商工観光では、いまだ新型コロナウイルス感染症の拡大による影響はあるものの、今年度は外出自粛など行動制限がなく、観光や外食などの需要に回復の兆しが出てきております。本町におきましても、ライトアップ事業などできることから観光需要の拡大に向けて取り組んでまいりました。これから最も賑わう初詣を迎えます。引き続き感染防止対策を徹底し、さらなる需要回復につなげてまいりたいと考えております。

地域整備課所管からは、多賀スマートインターチェンジ関連事業の状況であります。下り線につきましては、既にNEXCO中日本によるインター部の土木工事は完了しており、料金所施設などの設備工事に移っておりますが、全国的な半導体供給不足の状態が改善していないため、工事の進捗に影響が出ているところであります。来春には供用

を開始できるよう進めてまいります。

教育委員会の教育総務課・学校教育課所管におきましては、保幼小中連携による言の葉教育の実践の中で、子どもたちの言語力の向上、そのための文字を書く能力と学習態度の向上に取り組んでおります。その取組の一環として、本年度15回目となります豊かな言の葉書道展を11月24日から27日にかけて、多賀町中央公民館多賀結いの森で開催しました。多賀町内外の小中学校21校から計464点の硬筆や毛筆の作品の応募があり、文字を通して子どもたちの成長を感じることができ、展覧会では多くの方に観覧いただくことができました。この催しは、多賀町だけでなく周辺地域の学校にも定着をしており、子どもたちやその関係する方々に日本の伝統文化である毛筆や文字に親しむ機会を与える場となっております。継続することの重要性を改めて認識したところがあります。

生涯学習課では、新型コロナ感染予防対策で2年以上自粛をしてきました様々な事業につき、今年度より感染対策を徹底しながら開催をしております。中央公民館多賀結いの森の入館者数は12月1日現在、3万6,965人となり、昨年度1年間の入館者数とほぼ同人数に達しました。中でも、ギャラリーを利用してリトルベビーサークル滋賀の多賀町多賀、小島かおりさんが11月17日の世界早産児デーに合わせて、2週間早く生まれた子どもたちのパネル展示を実施されました。独自の発信で多くのメディアにも取り上げられ、来館していただく方も多く、心温まるすてきな空間を創出していただきました。このように教育施設であります公民館として位置づけております多賀結いの森は、今後も地域の皆様の学びの場として機能を生かし、多くの皆様にご利用、活用いただけるよう努めてまいります。

次に、3年ぶりに開催されました青少年育成町民会議が主催する第52回多賀町青少年育成大会は8名の方に顕彰を受けていただきました。中でも、侍ジャパンU15代表選手として世界大会に出場し活躍をされました多賀中学校3年生の辻琉沙さんは、去る11月30日に個人で5人目のたがスポーツ大賞を受賞されました。皆様のこれからのご活躍に期待を、若い世代の活躍に期待をしております。

以上、12月議会定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案させていただきます議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） これで行政報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 総務常任委員会の閉会中の事務調査の報告をいたします。

総務常任委員会は、令和4年11月8日の午前9時から11時半まで、多賀町の財政の要である総務課の所管調査を、委員全員と執行者側より町長、副町長、石田総務課長、古川係長、清水係長と監査を委託しております京都みやこ税理士法人の廣瀬氏を参考人に招致し、事務調査をいたしました。その結果を会議規則の規定により報告をいたします。

今回の調査は、多賀町の資産状況を金額ベースで調査することを目的に実施をいたしました。国の公会計制度が始まって以来、10年近く経過いたしました。多賀町の固定資産、流動資産の総資産合計から固定負債、流動負債の合計と差引きをし、純資産がどのくらいあるのか、また行政コスト計算書から人件費、物件費などの費用と使用料、手数料などの収益の差額を純行政コストがいくらかかっているのかを数字で確認をいたしました。

税理士法人の廣瀬氏からの説明では、令和2年度末財政のうち純資産は固定、流動資産173億7,917万円、固定負債、流動負債の合計は62億279万円で、差引き111億7,638万円が純資産となります。総資産173億7,917万円を令和2年度末住民基本台帳人口7,237人で割ると、1人当たりの資産は240万円になります。

令和4年度の末は、借金に当たる地方債51億7,420万円で、1人当たり71万5,000円となり、基金は7基金で12億6,261万円となり、1人当たりは17万5,000円となります。地方債のうち国が補償している臨時財政対策債は約半額の25億5,389万円となり、おおむね良好な財政であると説明をされました。

しかし、資産老朽化比率（有形固定資産減価償却比率）が5割を超えており、耐用年数を経過している施設、学校、体育施設、庁舎など、更新計画が必要になってくる。歳入額対資産比率は2.92年で、資産保有割合が増大すれば、今後の更新費用に係り注意が必要との説明をされました。

令和2年度の行政コスト計算書では、人件費、物件費などの費用が54億111万円で、収益は使用料、手数料など3億1,387万円で、準行政コストは50億8,652万円となり、住民1人当たりのコストは70万円余りであります。会計年度任用職員制度により、人件費の増加とコロナ感染症対策の補助金が押し上げていると説明を受けました。

また、受益者負担の割合が5.8%と下がっており、政策的にはそんなに大きなものではありませんが、各業務ごとにコスト計算を行い、その根拠を把握して、今後の使用料など料金の見直しが必要と説明を受けました。



主な質疑では、人件費が増加している。職員が多いのかに対しまして、公会計制度の財務4表ではそこまでは分かりません。多賀町の場合、保育園の人数、また保育士の人数が極端に多くなり、人件費が増えている。また多賀町のように86%が山林である町の今後の施策に対しては、コンパクトシティ化が理想だが、ずっと住んでおられる方の気持ちを考えると、そのような説明はできない。国の制度が必要ですよとの話を受けました。

本日は一般会計のみですが、特別会計、公営企業会計を含めた連結会計で見ていただく方が良いのではに対しまして、特別会計、企業会計を健全化しないと一般会計の繰出金が垂れ流しになるので、そこを閉めないといけない。行政コストを下げるには、保育園の民営化なども視野に入れ、上水道、下水道の使用料の値上げを考えたい。

また、遊休地の土地の処分も考える必要があるのではに対し、遊休地の有効利用は各自治体でやり始めている。固定資産台帳を整理したので、全ての土地、建物、資産は上がっている。今後、国が公表するように言っているので、それを見た不動産業者がどう動くかもわかりません。

海外研修基金が0だがに対し、海外研修事業は年度予算で執行している。コロナが終わった後、この事業をどうするのかも検討したい。

土地開発基金の土地はどこにあるのかに対し、中央公民館の土地、ハートフルの土地がこの基金で買入れた土地として残っている。金額は減っている。ハートフルの建設時に変更が必要であったと感じていると答弁があり、早期の精算をお願いいたしました。

臨時財政対策債の今後には対して、令和4年度から減額の方であり、来年度は普通交付税の形に変わるのではと思っている。国税の絡みもあり分からない。

また、今後、近江鉄道の負担金、ごみ処理場の建設費、給食の無料化など、多くの費用が増加しそうであるが、どのくらいになるのか試算はに対し、試算はできていない。現状では、防災無線、勤労者体育館の解体など多額の費用が必要な事業があるため、順番を決めて取り組んでいきたい。また、小学校の教室問題も子どもたちに迷惑のかからないように対応していきたいと答弁がありました。

また、小学校の教室問題で、3年間は現行教室の改修で対応できると聞いていたがに対しまして、来年度、子ども、子育て応援プランの調査があり、再来年が計画策定になっている。その計画のシミュレーションで、子どもの人数がどうなっていくのかを見極めて対応したいと答弁がありました。

次に、2番目の防災組織とその体制について、清水係長から説明を受けました。

常備消防は、彦根市に業務委託をしており、令和4年度見込みが1億4,779万円で、令和3年度に比べると約940万円の増額予算である。非常備消防組織は、多賀町消防団で現在56人の隊員で活動をお願いしています。自警団組織は、多賀町内46集落で33団体、婦人消防隊は3隊で活動をされていると説明を受けました。

主な質疑では、消防団員の成り手不足の問題は解消しているのかに対し、定員は60

人であり、現在4人不足している。山間部の班は人口の高齢化と減少で難しく、国も成り手不足の要因が消防団員の処遇であると、その改善を図っていくよう方針を出しました。各市町で報償費の改善をし、消防団員の確保に当たるように言われている。

また、地方交付税の中には消防費があるが、金額はいくらか。また出動手当の増額も検討すべきと思うがに対しまして、令和3年度が約1億9,000万円で、財政需要額では2億円程度である。国も示しているように、処遇改善については提案をしたいと答弁がありました。

また防災無線の設置計画はに対しまして、今すぐには財政的に難しいが、やらなければならない事業で、当初の計画では10億円程度と思っている。スピーカーではなく、スマートフォン等を活用することが今の時代に合っている。今後は町民の意見、議員とも意見を交わしながら方向づけを行っていききたい。また、日置市も防災無線を導入されているそうなので、来年の1月の日置市の訪問の際には、ぜひとも状況を聞いていただきたいとの答弁がありました。

11月26日の防災訓練は全町の取組と思っているが、住民さんにあまり危機感がない。どのように意識づけていくかが課題であるに対しまして、危機感を皆さんに植え付けるのは非常に難しい。毎年訓練を重ねることで、自然に体が動くようになることが必要と思っている。また、各集落によって何の災害で避難訓練をするのか、山間地では、今回は台風の大雨で避難するが、平地ではあまり避難の必要を感じない方が多い。今回は地震による災害で避難訓練をお願いしている。安否確認の体制をどう構築するのかを区長をトップに組織的に動いていただきたいと答弁がありました。

以上で、総務常任委員会、総務課所管の閉会中の調査報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

11月7日午後1時30分より、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、企画課長、同課長補佐および担当係長の出席を求め、委員会を開きました。

(1) 地域おこし協力隊の活動、NPO法人おたき里づくりネットワークの活動について、(2) 入札・契約制度について、以上の2点について所管事務調査を行いました。

地域おこし協力隊の活動、NPO法人おおたき里づくりネットワークの活動について、富之尾旧営林署を拠点におおたき給食弁当を5月から現在まで12回、毎回100食程度を販売している。また、コミュニティカフェの開設を目指し、改修を進めている。地域における居場所づくりでは、取組の第一歩として、大滝神社旧宮司宅を拠点に、おおたきものづくりラボを8月から月1回開催している。また、大滝神社に自動販売機を設置し、地域にゆかりのあるものを販売する予定である。情報発信では、里づくり通信やおおたき里づくりネットワーク通信の発行、SNSを活用して取り組んでいる。空き家、空き地活用では、大滝神社旧宮司宅、旧営林署においてシェアハウスとして活用できるように準備をしている。当面はおおたき給食弁当、子どもの居場所づくりの各事業に、地域おこし協力隊が専任で活動するとの説明がありました。

旧営林署の改修箇所については、令和3年度に環境省からの補助金200万円のうち187万円を滋賀県立大学に委託し、約100万円で厨房の整備を行った。令和4年度は、環境省からの補助金200万円をNPO法人に委託し、ウッドデッキ、部屋の改修、屋根のふき替えを計画しているとの説明がありました。

旧営林署の視察の後、大滝林業研修センターにて、地域おこし協力隊の朝比奈遥さんと、11月1日より新たに着任された岩下晃士さんに出席をお願いし、意見交換を行いました。朝比奈さんからは、おおたき給食弁当を作っているところがレストランになって、今は地域のお母さんたちが協力してくださっていますが、さらに若い方や年齢、男女関係もなく、料理が好きという方やいろんな方がスタッフとして働いてくれる、地域内外の人に楽しんでいただけるような場所になればと思っています。また、岩下さんからは、将来、自分で飲食店とか地域のためになるようなお店を開きたいなどの話がありました。そのほかにも、今後の地域おこし協力隊の活動などについての意見交換を行いました。

(2)、次に、入札・契約制度について、工事費積算での設計額が工事では130万円、設計等の委託業務では50万円を基準とし、この額を超える件は契約審査会での審議が必要である。審査会では契約方法、一般競争入札や指名競争入札の参加資格者の決定を諮る。原則一般競争入札として、応札者がなく、入札が成立しない場合には、指名競争入札で再執行を行う場合もある。また、物品調達では最初から指名競争入札する案件も出てきている。随意契約は、地方自治法施行令に定める基準以下の少額案件において、見積り合わせによる契約としている。競争入札に付された案件は、企画課において入札を執行する。各所属課での入札通知は郵便で行い、企画課に付された競争入札はホームページ、電子入札で行っており、最近では会場入札は行っていない。開札については、開札前に入札執行者が予定価格と、工事の場合は最低制限価格を定めるが、この価格は原則、開札日の当日の朝に作成する。入札結果は、企画課で執行した場合はホームページで公表、各所属課で執行した場合は各所属課の窓口で公表することとなっている。契約は、落札決定通知の発出に合わせ、契約書、約款などを併せて送付している。契約

日は、落札決定通知の発出日より10日以内に締結することになっている。議会の契約議決が必要な件は、工事では5,000万円以上、物品調達では700万円以上であるとの説明がありました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。長期契約に関する質疑に対し、規則上は1契約5年までとしている。5年を超える場合は、再度入札する必要があるが、5年以内の継続的な契約については、この規則によって許容することになっている。例えば、10年間の契約ということをご想定しますと、債務負担行為を設定させていただいて、その上で契約をすることになるとの答弁がありました。特命随意契約についての質疑に対し、特命随意契約とは、地方自治法施行令の規定により定められており、契約相手方を1者に限定するものです。その事業者しかできないもの、災害等の緊急対応が必要な場合、シルバー人材センターや障がい者雇用施設の就労機会の確保のために特命随意契約が認められているとの答弁がありました。随意契約における見積り合わせは何者になるのかとの質疑に対し、財務規則で、見積り合わせは2者以上とする規定があるとの答弁がありました。指名競争入札についての質疑に対し、指名競争入札の場合は、原則として5者以上という規定を定めているとの答弁がありました。

委員より、工事発注に関しては、利用するかは、いわゆる町民の意見が十分反映される設計、仕様書にすることを求める意見が出されました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（松居亘君） 日程第7 「議案第82号 多賀町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第82号 多賀町税条例等の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴うもので、今後施行されていくことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、固定資産税の証明書の記載事項の改正、個人町民税の申告における扶養親族申告書の改正、配当所得等に係る申告分離課税を所得税申告時適用と同様にする改正、および住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するものでございます。

議案書1ページをお願いいたします。

第18条の4の改正は、地方税法第382条の4の規定により証明書の住所に代わるものを記載するもので、固定資産税に係る証明書において、法務局の登記で、人の生命もしくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合に申出があり、住所に代わるものが記載された通知があったときは、その内容を記載するための改正でございます。

第33条第4項および第33条第6項の改正は、個人町民税において、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用する改正でございます。

第34条の9第1項、第2項は、さきの第33条改正と同様に法律改正に合わせて改正するものでございます。

第36条の2第1項は、公的年金等受給者の住民税の申告義務に係る規定の整備に伴う改正でございます。

第36条の2第2項は、項ずれによる改正で、第36条の3第2項、第3項は、文言を修正するものでございます。

第36条の3の2第1項は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加する改正でございます。

2ページの第36条の3の3第1項は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の追加および記載事項に配偶者の氏名を追加する改正で、第73条の2および第73条の3につきましては、第18条の4の改正と同様に改めるものでございます。

付則第7条の3の2第1項は、個人町民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間を令和20年度まで延長するものでございます。

第16条の3第2項は、第33条第4項、第6項の改正と同様で、付則第17条の2第3項は、引用条項の削除により改正するものでございます。

付則第20条の2第4項および第20条の3第4項、第6項は、第33条、第34条の9の改正に伴い規定するものでございます。

3ページです。付則第25条は、住宅ローン控除の延長に伴う規定の改正でございます。第2条の改正で、第36条の3の3の第1項は、第36条の3の2第1項の改正に伴い改正し、付則第2条第2項は、改正規定により整備するものでございます。

付則では、施行日、経過措置を規定しております。

説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第82号 多賀町税条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり

決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第8 「議案第83号 多賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第83号 多賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、近年の消防団員の成り手不足を解消することを目的に、消防長官より消防団員の処遇改善措置が求められたこと、また、多賀町におきましても、消防団員の欠員が生じているという事実に鑑み、消防長官通達にのっとり、消防団員の処遇改善の1つとして、報酬等の見直しを行うための条例改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第12条の2「運転手には、次により運転手当を支給する。」を、現在の消防団活動の実態に合わせて削除し、第13条第1項において、服務に従事する場合の費用弁償の額を改正するものでございます。額については、従来は、水火災の出動について1回1,700円であるものを、4時間まで4,000円、4時間以上24時間以内を8,000円、それ以降の連続する出動についても、4時間または1日を区切りとして加算し、訓練においても同様に、1回1,500円であるものを4時間までを2,000円に、4時間以上1日までを4,000円とするものでございます。

付則では、この条例は公布の日から施行するとし、令和4年4月1日からとしております。遡及して適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第83号 多賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時35分といたします。

（午前10時24分 休憩）

---

（午前10時34分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 「議案第84号 多賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17 「議案第92号 多賀町職員の降給に関する条例について」は、国家公務員法等の一部を改正する法律の制定と地方公務員法の一部を改正する法律の成立に伴う多賀町の関係条例の改正、制定で、関連している内容であるため、一括議題といたします。

9議案について、提案者の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） それでは、議案第84号から議案第92号までは関連がございますので、一括でご説明申し上げます。

このたびの地方公務員法の一部を改正する法律により改正された改正地方公務員法および同時に改正された国家公務員法では、雇用と年金の連携を図り、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる仕組みとして、一般職の常勤職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなりました。

この新しい雇用の仕組みにより、高齢期の職員における多様な職業生活設計の支援としての制度、職員の定員に対する対応策、高齢化する組織全体としての活力の維持や人材育成、増大する人件費の抑制などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任および転任、いわゆる役職定年制でございます、や定年前再任用短時間勤務の制度、定年延長対象職員に対する給料月額減額化も併せて盛り込まれています。また、従前の60歳超過職員の雇用の受皿となっていた再任用制度は廃止され、段階的定年引上げが完了する令和13年度末までの暫定再任用制度となるなど、それら関連する条例改正を本定例会においてお願いするものでございます。

そのうちのまず議案書7ページ、「議案第84号 多賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本議案では、定年を65歳とすることや役職定年制、新たに規定する定年前再任用短時間勤務制について改正および新たな定めを設けるものでございます。

改正内容ですが、題名の次に目次として、第1章総則、第2章定年制度、第3章管理

監督職員勤務制、第4章定年前再任用短時間勤務制、第5章雑則のそれぞれ章名および付則を付し、第1章総則の第1条においては、地方公務員法の改正に合わせて引用する条項の整理を行い、第2章定年制度の第3条において、文言整理とともに職員の定年を60歳から65歳へと改正し、第4条において、65歳を超えてもなお職務に従事させることができる特例措置として、その事由を3項目定め、併せてその特例期間等の規定を定めるための文言整理を行っています。

次の8ページ中段の第3章管理監督職勤務上限年齢制において、いわゆる役職定年制についての規定を定め、うち第6条では、役職定年制の対象となる管理監督職を定義し、第7条では、管理監督職の勤務上限年齢を60歳とするよう定めております。

第8条では、役職定年後の降任等を行うに当たっての遵守すべき基準を定め、降任等には人事評価結果や勤務の状況、勤務経験および能力や適性を判断して行うことのほか2つの基準を定めています。

第9条では、役職定年の特例を定め、60歳を超えても、引き続き管理監督職を1年を超えない期間内で継続できることと、その事由である公務の運営に著しい支障が出ることの3項目を定めております。

第9条第2項では、前項の1年の期間について、3年以内の再延長を認め、第3項において特定管理監督職群を定義し、職務が類似する複数の管理監督職で、欠員の補充が困難であるなど特別な事情を有する場合などについては、1年を超えない範囲で引き続き管理監督職員として勤務させることができると規定し、第4項においては、延長を行った管理監督職員の再延長を可能とするものでございます。

第10条では、前条第9条を行うに当たっては、職員の同意が必要であることを規定し、第11条において、期間を延長した事由が消滅したときの措置を規定しています。

第4章では、定年前再任用短時間勤務制について新たに定め、第12条では、60歳以後に退職した者を従前の勤務実績等により短時間勤務の職に採用することを可能とし、第13条では、職員以外の規則で定める組合の退職者についても、同様の短時間勤務の職に採用することを可能としています。

第5章雑則の第14条では、この条例の実施に必要な事項は規則で定めるものとしています。

11ページ上段、付則のうち制定付則では、従来からの2項に3項目について項を追加し、新たな3項では、定年に関する経過措置として、65歳までの定年延長は、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、2年ごとに1歳ずつ段階的に定年年齢を引き上げていくことを定めており、4項では、旧の条例に規定される清掃作業員および用務員の定年についても、令和13年3月31日までの間でそれぞれ定めるとしております。

5項では、当分の間、年齢60歳に達する日の属する年度の前年度において、年齢60歳以後に適用される任用および給料に関する措置の内容や必要な情報を提供し、60



歳の翌日以後における勤務の意思を確認するよう定めております。

議案書 11 ページ下からの改正付則については、第 1 条においてこの条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日からとし、続いて、第 2 条において、勤務延長に関する経過措置を定め、第 3 条においては、定年退職者等の常時勤務を要する再任用に関する経過措置を、第 4 条では、規則で定める組合からの 1 年を超えない範囲で常時勤務を要する職に採用することを可能とし、第 5 条では、定年退職者等を 1 年を超えない範囲で短時間勤務の職に採用することを可能としています。

続く第 6 条では、規則で定める組合の定年退職者等についても第 5 条と同様に短時間勤務の職への採用を可能としています。

第 7 条では、令和 3 年改正法付則第 8 条第 3 項の条例で定める職を定め、第 8 条では、定年前再任用短時間勤務職員としての昇任、降任、転任をできない職を定め、第 9 条では、令和 3 年改正法付則第 8 条第 5 項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員の職を定め、第 10 条では、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を定めております。第 11 条では、新たな制度に対して任用および給与に関する措置の内容、その他、必要な情報を提供し、勤務の意思を確認する年齢を 60 歳とするものでございます。

続きまして、「議案第 85 号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明をいたします。

17 ページでございます。

今回の一部改正は、さきの提案で説明いたしました定年延長の実施に伴い、関連する給与に関する規定を新たに定めるもので、当分の間、60 歳を超える職員の給料月額、原則として 60 歳到達日の給料月額の 7 割水準に設定することを基本として改正するものでございます。

改正内容におきましては、第 6 条第 2 項において文言の整理を行い、第 6 条の 9 項において、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定めております。第 11 条第 2 項中、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に文言を改め、第 15 条「通勤手当」および第 18 条「時間外勤務手当」、第 22 条「期末手当」、第 23 条「勤勉手当」、第 24 条の 2「特定職員の適用除外」、第 28 条「休職者の給与」、第 30 条「技能労務職員の給与の種類および基準」それぞれの条文において、額および距離、手当等の算定基準等についての変更は行わないものの、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるなど、文言の整理を行うものでございます。

18 ページからの付則のうち制定付則では、従来からの 14 項に 7 項目について項を追加いたしまして、新たな 15 項では、職員の 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後についての給料について、給料表の給料月額 100 分の 70 を乗じて得た額とするとし、16 項で、臨時的に任用される職員など 15 項を適用しない職員を定義しております。

17項から20項では、それぞれの任用条件によって本条例との間に生じる給料月額  
の差額についての算定基準を定め、21項では、付則の施行に関して必要な事項は規則  
で定めるとしております。

また、別表第1の給料表では、給料月額に変更はないものの、職員の区分を「再任用  
職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

議案書19ページ下からの改正付則については、第1条において、この条例の施行日、  
令和5年4月1日からと規定し、第2条では、本条例の適用しない職員を規定し、第3  
条各項において、暫定再任用職員の給料月額の算定基準を定め、第4条では、条例施行  
に関する経過措置は規則で定めるとしております。

続きまして、「議案第86号 多賀町職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一  
部を改正する条例について」でございます。

議案書22ページをお願いいたします。

今回の一部改正におきましても、今回の定年延長の実施に伴い、改正を行うものでご  
ざいまして、第1条において「。以下「法」という。」の文言を削除し、第3条中、「期  
間、」の次に「その発令を受ける」を加え「この場合において、その減ずる額が現に受  
ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは当該額を減ずるものとする」  
と追記し定めるものでございます。

付則では、この施行日を定めております。

続きまして、「議案第87号 多賀町企業職員の給与の種類および基準に関する条例  
の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

23ページでございます。

今回の一部改正につきましても、定年延長の実施に伴いまして、企業職員の給与に関  
連する条例を一般職員と同様に引用する条項の整理および文言整理を行うものでござい  
ます。

内容でございますが、第2条第1項中「第28条の5第1項」を地方公務員法の改正  
に合わせて「第22条の4第1項」に改め、第21条見出しにおいて、「再任用職員」  
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、条文において地方公務員法を引用する条項  
について、法改正に合わせて改めるものでございます。

付則では同じく、この条例は令和5年4月1日からの施行とし、付則の2で多賀町企  
業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部について、暫定再任用職員には適用さ  
れない手当を規定しております。

続きまして、「議案第88号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例について」ご説明申し上げます。

24ページでございます。

これも同様で、定年延長に伴いまして、職員の勤務時間、休暇等関連する条例を改正  
するものでございまして、改正内容では、第2条第3項中「第28条の4第1項および

第28条の5第1項」を地方公務員法の改正内容に合わせ、条項等を改めるものでございます。また「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」にそれぞれ改めるものでございます。

また第3条、第4条の第2項、第5条、第12条第1項第1号および第19条中におきましても、「再任用短時間勤務職員」につきましても「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

付則の第1条で施行日を規定し、付則の第2条では、段階的定年延長の措置期間中における暫定再任用職員についても、定年前再任用短時間勤務職員とみなすものとする規定をしております。

続きまして、「議案第89号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

26ページでございます。

今回の一部改正も今ほどと同様、定年延長に伴うもので、育児休業に関連するものについて改正を行うものでございます。

改正の中身でございますが、第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に、多賀町職員の定年等に関する条例において、特例として認められた管理監督職員についても、本条例が適用され育児休業をすることができないものとし、第2条の3第2号中において、条項等を改め、第9条の「育児短時間勤務をすることができない職員」についても、第2条同様、異動期間を延長された管理監督職については、できないものと規定をしております。

また第16条中の表のうち、第6条第9項を削り、同表第18条第4項について「前項」を「、第1項」に改めるなど、文言整理を行い条項の整理を行うものでございます。

また第19条第2号および第20条第1項中の「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

付則の1項では、この条例の施行日を定め、付則の2項で、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務における職員の給与は、勤務時間による按分により算出されると規定をしております。

続きまして、議案第90号でございます。「多賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

28ページをお願いいたします。

今回の一部改正は、多賀町職員の定年延長の実施に伴い改正するもので、改正内容におきましては、地方公務員法に合わせて、第3条中の「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものでございます。

付則でこの条例の施行日を定めております。

続きまして、「議案第91号 多賀町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書 29 ページをお願いいたします。

本条例は、多賀町職員の 60 歳定年後における職員の再任用に関する基準を定めたものでございますが、このたび 60 歳から 65 歳への定年延長が制度化されるに当たり、60 歳以後引き上げられた定年年齢までの間に選択することができる新たな再任用制度「定年前再任用短時間勤務職員」が採用されることとなり、従来の「再任用職員」は廃止されます。これにより本条例の目的が終了することから、今回、本条例を廃止するものでございます。

付則では、この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日からと規定するものでございます。

続きまして、「議案第 92 号 多賀町職員の降給に関する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書 30 ページをお願いいたします。

今回の条例案は、地方公務員の定年延長に伴い、管理監督職勤務上限年齢制や 60 歳に達した職員の給料 7 割措置の開始により、本人の意に反する降給が発生することになることや、従前においては、公務員において降給を前提としていない職であることから、職員の降給に関する条例を制定しておらず、また分限に関する条例においても降給の規定を設けていないことから、今回、他の条例改正と合わせて新たな条例案を提案するものでございます。

内容につきましては、本条例は全 7 条で構成し、第 1 条でこの条例の目的を記し、第 2 条では、降給の種類を降格、降号、降給の 3 つと定め、第 3 条では、降格に該当する場合の事由を定めており、1 号のアでは、勤務実績が良くないと認められる場合において、指導および措置を行ったにもかかわらず、その状態が改善されず職務の遂行が困難な場合、イでは、心身の故障があると診断され、その故障により職務の遂行に支障がある、またはこれに堪えないことが明らかな場合、ウでは、職務遂行についての適格性を欠く事実に基づき、指導および措置を行ったにもかかわらず、その状態が改善されない場合の 3 つに規定をしております。

また 2 号では、職制、定数の改廃、予算の減少により、職務の級の数に不足が生じた場合と定めております。

議案書 31 ページ、第 4 条では、降号に該当する場合の事由を定め、職員の定期評価が低く、事実に基づく勤務実績が良くないと認められる場合で、かつその職務を遂行することが可能であると認められる場合であっても、指導および措置を行ってもその状態が改善されない場合と規定をしております。

第 5 条では、降給させる場合における書面による通知の必要性を規定し、第 6 条では、さきの第 3 条第 1 号イを判断するに当たり、任命権者より心身の故障の有無についての診断を受けるよう命ぜられた場合には、その職員はこれに従わなければならない旨を規定しております。

第 7 条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任する規定でございます。

付則では、この条例の施行日を令和5年4月1日からとし、付則の2項では、定年の引上げにより給料7割に引下げとなる職員についても降給とするものとし、付則の3項では、定年引上げによる給料7割に引下げとなる職員については、第5条の通知を適用せず、多賀町職員の給与に関する条例付則第15項による給料月額が異動となる旨の通知とするものとしております。

付則の4項では、企業職員等においても、この条例の規定を準用すると定めております。

以上、関連する9議案の提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより、9議案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第84号 多賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第84号 多賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第85号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第85号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第86号 多賀町職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第 86 号 多賀町職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 87 号 多賀町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第 87 号 多賀町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 88 号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第 88 号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 89 号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第 89 号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第90号 多賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第90号 多賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第91号 多賀町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第91号 多賀町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第92号 多賀町職員の降給に関する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第92号 多賀町職員の降給に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居亘君） 日程第18 「議案第93号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第93号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第7

号)」につきましてご説明申し上げます。

今回お願いをします補正予算案は、33ページ、第1条にありますように、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,256万2,000円を追加し、結果、歳入歳出それぞれ63億2,277万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、9月の補正予算以降、新たな行政需要に対応していくためのものと、中でも大きな予算額はふるさと納税の増額と原油価格高騰による各施設の電気、ガス料金の値上げ分の補正でございます。

それから、39ページの歳入から主なもののみご説明申し上げます。

50款の国庫支出金でございますが、子どもの増加による児童手当の負担金や障害者自立支援費の追加に伴う負担金などで、総額にして1,126万1,000円の受入れでございます。

55款県支出金では、国庫支出金と同様の事業での県負担分と、次のページには、令和5年4月29日任期満了の滋賀県議会議員一般選挙の執行に伴う事前準備経費として391万円を受け入れるなど、県支出金では983万5,000円の追加計上でございます。

次に、65款寄附金はふるさと納税でありまして、企業製造品の返礼品が好調でありまして、納税額を4,500万円増額しております。

75款繰越金は、今回の補正財源として4,891万9,000円を充当しています。

80款諸収入では、後期高齢者医療広域連合により前年度負担金の精算に伴う返還金などで754万7,000円を受け入れます。

続きまして、42ページからの歳出についてご説明申し上げたいと思います。

まず、各款においての人件費の補正につきましては、定期異動に伴い、予算額を調整したものでありまして、それぞれに増減はありますが、人件費総額においては変動はありません。

10款の総務費でございますが、ふるさと納税者の増加が予測されることから、返礼品の追加経費として2,358万9,000円や転入転出手続のワンストップ化を構築するためのセキュリティ機器設置費に241万1,000円を、また、来年4月執行予定の滋賀県議会議員一般選挙の事前準備として、ポスター掲示板の購入費用など391万円を計上しております。総務費、総額で4,399万1,000円をお願いするものでございます。

次のページの民生費ですが、児童手当の増額や障害者自立支援給付費の追加、あるいは子育て世帯への特別給付金の精算による国庫金の返還金のほか、各児童施設におけるガス、電気料金の高騰に伴う補正額などで、民生費総額では3,160万9,000円の追加計上を行っております。

46ページ、20款衛生費では、ふれあいの郷の電気料金の補正、また、彦根愛知犬上広域行政組合の紫雲苑や、中山投棄場の燃料および電気料金の負担金の追加で49万



8,000円と、新ごみ処理施設の処理方式の転換に伴う実現可能調査経費の負担金の追加に47万2,000円など、合わせて194万円を計上しております。

25款の農林水産業費のところでは、10項林業費におきまして、5集落で実施をする里山防災整備事業の経費を調整して102万円の追加計上や間伐などの造林事業費の追加でございます。25款全体では、人件費の減額もあり143万3,000円の減額でございます。

次のページの30款商工費では、新規開業店1件のがんばる商店応援補助金の追加でございます。

35款の土木費では人件費の調整でございます。

40款消防費は、消防団員の出動手当改正に伴う増加分でございます。

45款の教育費では、学校および社会教育施設の電気、ガス料金の高騰による補正のほか、小学校費では、義務教育標準法の改正により、令和5年度より5か年かけて、順次35人学級へと編制をされます。これを受けて、多賀小学校において、令和6年度から普通教室が不足することになり、5年度に特別教室の改造を行うための事前実施設計費を計上していることや、中学校とともに、来年3月に県のGIGAスクール運営支援センターが開設されるに伴い、運営負担金を計上し、専門家のサポートによるICT環境の充実を図ります。

教育費総額としましては、人件費の減額もあり659万9,000円の減額補正でございます。

60款、諸支出金では、ふるさと納税額を一旦まちづくり基金に寄付額と同額の4,500万円を積み立てるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。  
暫時休憩いたします。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長  
および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。  
再開は議場の時計で11時25分といたします。

(午前11時16分 休憩)

---

(午前11時24分 再開)

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表い  
たします。

委員長に10番、山口久男議員、副委員長に9番、川添武史議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長  
まで報告願います。

---

○議長（松居亘君） 日程第19 「議案第94号 令和4年度多賀町国民健康保険特別  
会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

[税務住民課長 岡田伊久人君 登壇]

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第94号 令和4年度多賀町国民健康保険特別  
会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。

議案書53ページをお願いいたします。

今回、保険給付費の増加に伴う追加と傷病見舞金を増額するため補正をお願いするも  
のでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,070万円  
を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,690万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書58ページの歳入からご説明申し上げます。

25款5項10目の保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付費の増加に伴い  
2,000万円を追加し、45款5項繰越金は、前年度繰越金70万円を計上するもの  
でございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

59ページをお願いいたします。

10款保険給付費5項療養諸費5目一般分療養給付費2,000万円は、心疾患・脳  
血管疾患等による医療費の増加に伴い追加するものでございます。

30項5目傷病見舞金70万円は、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病見舞金を支

給するため、7人分を追加計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第94号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居亘君） 日程第20 「議案第95号 令和4年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第95号 令和4年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」、ご説明を申し上げます。

議案書は61ページをお願いいたします。

今回お願いする補正予算は、収益的支出におきまして、電気料金の大幅な高騰や、新型コロナウイルスによる行動制限の解除に伴う給水需要の増加の影響を受け、取水および送水ポンプの動力費が不足する事態となりましたので、予算の補正をお願いするものでございます。

第2条記載の収益的収入および支出においては、支出を740万円増額し、総額3億3,600万1,000円といたします。

それでは、補正予算説明書にてご説明申し上げます。

議案書は63ページをお願いいたします。

収益的支出では、1款1項1目原水及び浄水費におきまして、取水および送水ポンプの動力費といたしまして、当初予算に対し740万円の増とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第95号 令和4年度多賀町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居亘君） 日程第21 「請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

本請願について、紹介議員の山口久男議員より請願趣旨の説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書」について、紹介議員を代表し、趣旨説明を行います。

請願団体、請願者は彦根民主商工会です。民主商工会は、皆さんご承知かも知れませんが、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町の中小業者で組織する団体であります。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、来年10月からインボイス制度、いわゆる適格請求書等保存方式が実施されようとしています。

この制度は、新たに税務署に申請、登録した事業者登録番号を記載した請求書いわゆるインボイスを発行し、相手事業者は、事業者登録番号が記載された請求書と領収書を得なければ、消費税の仕入れ税額控除ができなくなる制度であります。

インボイス制度を登録すると、現在免税事業者の小規模農家やフリーランスにとっても、またシルバー人材センターで働く高齢者にとっても、消費税の納税義務が生じます。11月7日の全中連、全国中小業者団体連絡会による財務省交渉では、税制第二課からは、免税点制度は事業者負担軽減の点から設けているもの、インボイス制度では、買手の求めに応じてインボイス発行義務、写しの保存義務が生じる。そうした義務を免税業者に課すのは、事業負担の軽減の趣旨から適切でないとの回答も得ています。

免税業者は取引から排除されないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で食料品や輸入原材料の高騰が続き、地域経済が疲弊する下で、中小業者、

自営業者の経営危機が深まっており、事業負担増と、増税になるインボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も、凍結あるいは延期、見直しを表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声も上がっています。

新型コロナ危機を乗り越えて、新しく構築すべき経済社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。税制で商売を潰すなの願いを込めて、以下の事項を請願いたします。

請願事項として、「消費税インボイス制度の中止を求める」意見書を地方自治法第99条の規定に基づいて、関係省庁に提出をお願いしたいという請願の内容であります。

なお、今、地方議会での意見書が急増しております。財務省の報告では、今年度7月末現在で423件、インボイスに関する意見書が財務省に上がってきております。また、与党の国会議員の中からも、反対や延期の意見が出されていることを報告しておきます。

今後、取引を迫られる、断られるなどの選択が迫られることになると、地域経済に大きな影響を及ぼすものである。導入の延期や中止を求める意見書がこの9月議会にも出されておりますし、また12月議会でも各地方から意見書が出されるものと思っております。ぜひ、多賀町議会でもこの意見書が提出できますように、議員各位のご賛同をお願い申し上げて、趣旨説明といたします。

○議長（松居亘君） 請願第6号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することといたします。

---

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は12月6日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時39分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 竹 内 薫

多賀町議会議員 川 岸 真 喜